

- 1 目的 発達障がいのある子どもがその家族とともに、地域社会の一員として自尊心を持って自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援する。
- 2 対象者

3歳児（年少児）から小学校3年生までの子どもで、医療機関で医師から広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む。）であるとの診断を受けた子ども及びその保護者。
- 3 内容
 - (1) こどもの療育

広汎性発達障がいの特性を踏まえた指導方法を用いて、個々のこどもの特性に応じたプログラムに基づき、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別の療育を、原則として2週間に1回行う。

毎回の療育には保護者も参加し（親子通園）保護者がこどもの特性を理解し、療育場面で身につけたことを日常生活の場に広げ育児を行うことができるように学習する。
 - (2) 保護者の研修

保護者が子どもについてより理解を深めるため、広汎性発達障がいの特性や支援についての研修を、原則として月1回受講する。
- 4 実施期間 1年間（予定）
- 5 設置状況

時 期	療育機関	未就学児	学 齢 時	計
平成 25 年上半期	児童デイサービスセンターan（淀川区）	50	30	80
平成 25 年上半期	大阪市更生療育センター（平野区）	40		40
平成 25 年下半期	bon キッズ谷町（天王寺区）	20	20	40
平成 26 年下半期	bon キッズ北堀江（西区）	20	20	40
平成 27 年上半期	こども発達支援センターaz（住吉区）	10	30	40
平成 27 年下半期	大阪発達総合療育センターあさしお園（港区）	40		40
計		180	100	280

6 療育機関の配置

